

三 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p>（電磁的方法）</p> <p>第一条の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合 次に掲げる方法</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（貸金業法施行令に係る電磁的方法）</p> <p>第一条の四 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。）<u>第三条の二の五から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める書</p>	<p>（電磁的方法）</p> <p>第一条の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合又は法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合 次に掲げる方法</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（貸金業法施行令に係る電磁的方法）</p> <p>第一条の四 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。）<u>第三条の二の二から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第四条第二項第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める書</p>

類は、運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真をはり付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（次項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす。

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（十）（略）

十一 法第十二条の三第一項の規定により営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者に係る第二十六条の五十三第一項（第二十六条の五十七において準用する場合を含む。）の書面の写

類は、運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。第三十条の十三第一項第六号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真をはり付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（次項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす。

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（十）（略）

十一 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第十条の八第二項の書

し

(削る)

十二・十三 (略)

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 二 (略)

ホ 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者がイから二までに掲げる要件に該当し法第三条第一項の登録を受けた場合(純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない貸金業者が、第二十六条の二十五第一項第三号による届出をして引き続き貸金業を営む場合を含む。)においては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) イから二までに掲げる要件に該当した後行うすべての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息(みなし利息)(法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいふ。)を含む。以下この号において同じ。)の契約をし、又は

面の写し

十二 貸金業務取扱主任者が主任者登録(法第二十四条の二十五第一項に規定する主任者登録をいふ。以下同じ。)を受けた者である場合においては、第二十六条の五十三第一項(第二十六条の五十七において準用する場合を含む。)の書面の写し

十三・十四 (略)

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 二 (略)

ホ 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者がイから二までに掲げる要件に該当し法第三条第一項の登録を受けた場合(純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない貸金業者が、第二十六条の二十五第一項第三号による届出をして引き続き貸金業を営む場合を含む。)においては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) イから二までに掲げる要件に該当した後行うすべての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)の契

その貸付けに関し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

(2)・(3) (略)

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。第十二条の二、第十三条及び第三十条の十四第一項第一号において同じ。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(貸金業務取扱主任者の設置)

第十条の七 法第十二条の三第一項の規定により、貸金業者が営業所等に貸金業務取扱主任者を置くときは、当該貸金業務取扱主任者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店(当該代理店が貸金業者である場合に限る。)に貸金業務取扱主任者を置く場合にあつては、この限りでない。

一 当該営業所等において常時勤務する者でない者

二 他の営業所等の貸金業務取扱主任者として貸金業者登録簿に登

約をし、又はその貸付けに関し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

(2)・(3) (略)

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。第十三条及び第三十条の十四第一項第一号において同じ。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(貸金業務取扱主任者の選任)

第十条の七 貸金業者は、法第十二条の三第一項の規定により貸金業務取扱主任者を選任するときは、既に他の営業所等の貸金業務取扱主任者として選任している者を選任することができない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあつては、この限りでない。

録されている者であつて、法第八条第一項の規定による届出がないもの

(法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数)

第十条の八 法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が五十分の一以上となる数とする。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)

第十条の八 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、利息制限法、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項

二 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するための管理体制の整備に関する事項

2) 都道府県知事(法第十二条の三第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者)は、貸金業務取扱主任者研修を受講した者にはその旨を証する書面を、その者に貸金業務取扱主任者研修を受けさせた貸金業者にはその書面の写しを交付するものとする。

3) 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸金業務取扱主任者研修を受講した者の氏名及び生年月日

- 二 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日
- 三 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称

4 法第十二条の三第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三年間とする。

5 貸金業者は、法第十二条の三第八項の規定により届出をしようとするときは、別紙様式第六号の二により作成した研修受講届出書に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(指定の申請)

第十条の八の二 法第十二条の三第十項の指定を受けようとする者は、別紙様式第六号の三により作成した指定申請書に、その者が行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(指定の基準)

第十条の八の三 法第十二条の三第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

一 一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない団体であること。

二 第十条の八の五の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあつては、その取消の日から五年を経過してい

(削る)

(削る)

ること。

三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること。

四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること。

(変更の届出)

第十条の八の四 法第十二条の三第十項の指定を受けた者は、第十条の八の二の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならぬ。

(指定の取消し)

第十条の八の五 金融庁長官は、法第十二条の三第十項の指定を受けた者が第十条の八の三各号(第二号を除く。)のいずれかに適合しなくなつた場合又は前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。

(貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告)

第十条の八の六 都道府県知事(法第十二条の三第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者)以下この条

(削る)

(削る)

(削る)

において「指定を受けた者」という。）は、貸金業務取扱主任者研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官（指定を受けた者が実施したときは、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事）に提出しなければならない。

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講者数

四 第十条の八第二項の規定により交付する書面の交付年月日

五 前各号に掲げるもののほか、指定を受けた者にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事が定める事項

2| 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第十条の八第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

3| 前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代えることができる。

（貸金業務取扱主任者の選任等の届出）

第十条の八の七 法第十二条の三第十一項の規定による届出は、別紙

様式第六号の四による届出書により行うものとする。

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

一・二 (略)

2 法第十二条の四に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。

3 (略)

(新設)

(証明書の様式等)

第十条の九 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

一・二 (略)

2 法第十二条の四第一項に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。

3 (略)

(従業者名簿の記載事項等)

第十条の九の二 法第十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 生年月日

二 主たる職務内容

三 貸金業務取扱主任者であるか否かの別

四 貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号

五 当該営業所等の従業者となつた年月日

六 当該営業所等の従業者でなくなつたときは、その年月日

七 第五条の四第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者

(常勤の役員又は使用人であるものに限る。)に該当するか否かの

別

2| 法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿の様式は、別紙様式第六号の二によるものとする。

3| 貸金業者は、法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿を、最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

(貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない債務履行担保措置)

第十条の十一 法第十二条の八第五項に規定する内閣府令で定めるものは、貸付けに係る契約に基づく債務の履行を担保するために土地、建物その他の財産を担保に供することとする。

(新設)

(保証料の確認に関する記録の保存)

第十条の十二 貸金業者は、法第十二条の八第七項に規定する記録を、同条第六項に規定する貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの)(これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)(のうちいずれか遅い日)までの間保存しなければならない

(新設)

ならない。

(貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない保証料に係る契約)

第十條の十三 法第十二條の八第八項に規定する内閣府令で定めるものは、保証業者が、貸付けに係る契約(利息の額が定まらないもの(主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率をもつて定められている場合を除く。))に限る。))に基づく債務を主たる債務とする保証を行う場合における保証料に係る契約とする。

(保証業者と締結してはならない根保証契約)

第十條の十四 法第十二條の八第九項に規定する内閣府令で定める根保証契約は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 当該根保証契約を締結する時に現に存する主たる債務の元本額及び当該根保証契約を締結した後発生することが見込まれる貸付けに係る契約に係る債務の元本額(当該根保証契約を締結する時までの主たる債務者の資金の借入れ又は当該根保証契約を締結する時に主たる債務者が保有する資産の状況に照らして合理的と認められる範囲のものに限る。))を合算した金額を超える元本極度額(保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。))を定める根保証契約

二 当該根保証契約において三年を経過した日より後の日を元本確

(新設)

(新設)

定期日として定める根保証契約又は元本確定期日の定めがない根保証契約

（媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為）

第十条の十五 法第十二条の八第十項に規定する内閣府令で定める法律行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 貸付けに係る契約（金銭の貸借の媒介により締結されたものに限る。次号において同じ。）の締結後に行われる借換え（同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。）であつて、新たな役務の提供を伴わないと認められるもの

二 貸付けに係る契約の終了後に行われる新たな貸付けに係る契約の締結（同一の貸金業者と債務者との間で行われるものに限る。）であつて、新たな役務の提供を伴わないと認められるもの

（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）

第十条の十六 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、次に掲げる契約とする。

一 極度方式貸付けに係る契約

二 第一条の二の二第二号から第五号までに掲げる契約

（資力を明らかにする事項を記載した書面等）

第十条の十七 法第十三条第三項本文及びただし書（これらの規定を

（新設）

（新設）

（新設）

同条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第十三条の三第三項本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面（第三号、第九号及び第十一号（第三号及び第九号に係る部分に限る。）に掲げるものを除き、一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。）又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、個人顧客（法第十三条第三項に規定する個人顧客をいう。以下同じ。）の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

- 一 源泉徴収票（法第十三条第三項に規定する源泉徴収票をいう。）
- 二 支払調書
- 三 給与の支払明細書（直近の二月分以上のものに限る。）
- 四 確定申告書
- 五 青色申告決算書
- 六 収支内訳書
- 七 納税通知書
- 八 所得証明書
- 九 年金証書
- 十 年金通知書
- 十一 個人顧客の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に係る前各号に掲

げるもの（当該個人顧客が第十条の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結しようとする場合若しくは同号に掲げる契約（極度方式基本契約に限る。）を締結している場合又は当該個人顧客の配偶者が同号に掲げる契約を締結している場合に限る。）

2| 前項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客（同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

- 一 変更後の勤務先が確認されていること。
- 二 変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。

（貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）

第十条の十八 法第十三条第四項の規定により、貸金業者は、顧客等ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。

- 一 契約年月日
- 二 顧客等から前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日
- 三 顧客等の資力に関する調査の結果
- 四 顧客等の借入れの状況に関する調査の結果（法第十三条第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

（新設）

五 その他法第十三条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し(当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)

2 貸金業者は、前項に規定する記録(法第十三条第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等を含む。)を、次の各号に掲げる貸付けの契約の区分に応じ、当該各号に定める日までの間保存しなければならない。

- 一 貸付けに係る契約 当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの)これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日(のつちいずれか遅い日)
- 二 貸付けに係る契約の保証契約 前号に定める日又は当該保証契約に基づく債務が消滅した日のうちいずれか早い日

(極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合)

第十九条 法第十三条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができないことによ

(新設)

り、極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。以下この条、次条第一項第一号、第十条の二十八第一項第一号から第三号まで及び第四項第一号並びに第十条の二十九第一号において同じ。）を一時的に減額していた場合（当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。）に、当該相手方と連絡することができたことにより、極度額をその減額の前の額まで増額する場合とする。

（極度方式基本契約の極度額を増額した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）

第十条の二十 法第十三条第五項において準用する同条第四項の規定により、貸金業者は、債務者ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。

- 一 極度額を増額した年月日
- 二 当該債務者から第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日
- 三 当該債務者の資力に関する調査の結果
- 四 当該債務者の借入れの状況に関する調査の結果（法第十三条第五項において準用する同条第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）
- 五 その他法第十三条第五項において準用する同条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し

（新設）

2| 貸金業者は、前項に規定する記録（法第十三条第五項において準用する同条第三項の規定により第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等を含む。）を、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれが遅い日までの間保存しなければならない。

（個人過剰貸付契約から除かれる契約）

第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約

二 自ら又は他の者により前号に掲げる契約に係る貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

三 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得し、又は当該自動車譲渡により担保の目的となつているもの

四 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一にする者の次のいずれかに掲げる療養費を支払つたために必要な資金の貸付けに係る契約

（新設）

- イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十一条及び第百四十七条に規定する高額療養費
 - ロ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十一条ノ六第一項に規定する高額療養費
 - ハ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する高額療養費
 - ニ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第一項に規定する高額療養費
 - ホ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第六十二条の二第一項に規定する高額療養費
 - ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する高額療養費
 - 五 第一条の二の二第二号から第五号までに掲げる契約
- 2| 貸金業者は、前項第一号から第四号までに掲げる契約を締結した場合には、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める書面又はその写しを、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）までの間保存しなければならない。
- 一 前項第一号又は第二号に掲げる契約 不動産（借地権を含む。）の売買契約書、建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明

する書面

二 前項第三号に掲げる契約 次に掲げる書面

イ 当該自動車の売買契約書

ロ 当該自動車の自動車検査証

三 前項第四号に掲げる契約 医療機関からの療養費の請求書又は見積書

(年間の給与に類する定期的な収入の金額等)

第十条の二十二 法第十三条の二第二項に規定する年間の給与に類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 年間の年金の金額

二 年間の恩給の金額

三 年間の定期的に受領する不動産の賃貸収入(事業として行う場合を除く。)の金額

2) 法第十三条の二第二項に規定する年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額は、次に掲げる方法のいずれかにより算出するものとする。

一 第十条の十七第一項に規定する書面等(同項第三号及び第十一号に掲げる書面に係るものを除く。)を用いて算出する方法

二 第十条の十七第一項に規定する書面等(同項第三号に掲げる書面に係るものに限る。以下この条において同じ。)に記載されている直近の二月分以上の給与(賞与を除く。)の金額の一月当たりの

(新設)

平均金額に十二を乗じて算出する方法

三 第十条の十七第一項に規定する書面等に記載されている地方税額を基に合理的に算出する方法

3 前項第二号に掲げる方法により年間の給与の金額を算出する場合において、第十条の十七第一項に規定する書面等によつて、過去一年以内の給与の金額を確認したときは、当該給与の金額を年間の給与の金額に含めることができる。

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約)

第十条の二十三 法第十三条の第二第二項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約(担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時の価の範囲内であるものに限る。)

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第二十七條の二各号に掲げる有価証券

二 不動産(借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の

(新設)

居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）（その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）

三 売却を予定している個人顧客の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるもの限り、当該不動産を売却した後当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

四 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 当該貸付けに係る契約の一月の負担が当該債務に係る一月の負担を上回らないこと。

ロ 当該貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額と当該貸付けに係る契約の締結に關し当該個人顧客が負担する元本及

-
- び利息以外の金銭の合計額の合計額が当該債務に係る将来支払
う返済金額の合計額を上回らないこと。
- 八 当該債務につき供されている物的担保以外の物的担保を供さ
せないこと。
- 二 当該貸付けに係る契約に基づく債権につき物的担保を供させ
るときは、当該物的担保の条件が当該債務につき供されていた
物的担保の条件に比して物的担保を供する者に不利にならない
こと。
- ホ 当該債務に係る保証契約の保証人以外の者を当該貸付けに係
る契約の保証契約の保証人としないこと。
- ヘ 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、
当該保証契約の条件が当該債務に係る保証契約の条件に比して
保証人に不利にならないこと。
- 五 個人顧客又は当該個人顧客の親族で当該個人顧客と生計を一に
する者の緊急に必要と認められる医療費（所得税法（昭和四十年
法律第三十三号）第七十三条第二項に規定する医療費をいう。次
項において同じ。）を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約
（第十条の二十一第一項第四号に掲げる契約を除く。）であつて、
当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（当該個人
顧客が現に当該貸付けに係る契約を締結していない場合に限る。）
- 六 個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約であつて、当該個人
顧客に係る個人顧客合算額（法第十三条第三項第二号に規定する
個人顧客合算額をいう。以下この条において同じ。）と当該個人顧
-

客の配偶者に係る個人顧客合算額を合算した額が、当該個人顧客に係る基準額（法第十三条の二第二項に規定する当該個人顧客に係る基準額をいう。以下この条及び第十条の二十八において同じ。）と当該個人顧客の配偶者に係る基準額（当該個人顧客の配偶者を当該個人顧客とみなして法第十三条の二第二項の規定を適用した場合における同項に規定する当該個人顧客に係る基準額をいう。以下この条及び第十条の二十八において同じ。）を合算した額を超えないもの（当該貸付けに係る契約を締結することについて当該個人顧客の配偶者の同意がある場合に限る。）

七 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。

ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

ハ 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けであると認められること。

ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、

当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。

2| 貸金業者は、前項各号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面又はその写しを、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの）（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）までの間保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる貸付けに係る契約 当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面

二 前項第二号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ 当該不動産の登記事項証明書

ハ 担保権が実行された場合には、当該不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客又は担保を提供する者の同意書

三 前項第三号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面

-
- イ 当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面
 - ロ 当該不動産の売買契約書又は売買の媒介契約書
- 四 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる事項を記載した書面
- イ 当該貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額
 - ロ 当該個人顧客が既に負担している債務の残高、当該債務に係る各回の返済金額及び将来支払う返済金額の合計額
- 八 当該貸付けに係る契約に基づく債権について物的担保を供せざる時は、当該個人顧客が既に負担している債務につき供せられている物的担保の内容
- 二 当該貸付けに係る契約について保証契約を締結するときは、当該個人顧客が既に負担している債務に係る保証契約の内容
- 五 前項第五号に掲げる貸付けに係る契約 医療機関からの医療費の請求書又は見積書
- 六 前項第六号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面
- イ 当該個人顧客と配偶者との身分関係を証明する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）の証明書若しくは戸籍の抄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面
 - ロ 当該契約を締結することについての当該個人顧客の配偶者の同意書
- 七 前項第七号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面
-

イ 第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書、同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面

ロ 当該個人顧客の事業計画書、収支計画書及び資金計画書その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面

ハ 前項第八号に掲げる貸付けに係る契約 当該個人顧客の事業計画書、収支計画書及び資金計画書その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面

3 貸金業者は、第一項第六号に掲げる契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする貸付けに係る契約（第十条の二十一第一項各号に掲げる契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該個人顧客の配偶者に係る個人顧客合算額と当該個人顧客に係る個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（第一項各号に掲げるものを除く。）を締結してはならない。

（基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等）

第十条の二十四 法第十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこととする。

一 極度方式基本契約（第一条の二の二第二号若しくは第四号に掲

（新設）

げる金銭の貸付けに係る契約又は同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約を除く。）の契約期間を当該極度方式基本契約を締結した日から同日以後一月以内の一定の期日までの期間及び当該一定の期日の翌日以後一月ごとの期間に区分したそれぞれの期間において、当該期間内に行つた当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額（当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの金額を含む。）の合計額が五万円以上であり、かつ、当該期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高（当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。）の合計額が十万円以上であること。

二 第十条の二十八第四項第二号又は第十条の二十九第二号に掲げる措置を解除しようとする場合であること。

2| 前項第一号に掲げる基準を満たした場合には、貸金業者は、同号に規定する期間の末日から三週間を経過する日までに、指定信用情報機関に個人信用情報の提供の依頼をしなければならない。

（極度方式基本契約に係る定期的な調査）

第十条の二十五 法第十三条の三第二項に規定する内閣府令で定める期間は、三月以内とする。

2| 貸金業者は、前項に規定する期間の末日から三週間を経過する日

（新設）

までに、指定信用情報機関に個人信用情報の提供の依頼をしなければならぬ。

3) 法第十三条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第一項に規定する期間の末日における当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高(当該極度方式基本契約の相手方である個人顧客と締結している当該極度方式基本契約以外の極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高を含む。)の合計額が十万円未満である場合

二 第一項に規定する期間の末日において当該極度方式基本契約について第十条の二十八第四項第二号及び第十条の二十九第二号に掲げる措置が講じられている場合

三 当該極度方式基本契約が、第一条の二の二第三号若しくは第四号に掲げる金銭の貸付けに係る契約又は同条第五号に掲げる金銭の貸借の媒介に係る契約である場合

(極度方式基本契約に係る定期的な調査等における資力を明らかにする事項を記載した書面等)

第十条の二十六 貸金業者は、法第十三条の三第三項本文の規定により、同条第一項又は第二項の規定による調査において、個人顧客から第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を受ける場合には、当該個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知つた日から一月以内に当

(新設)

該書面等の提出又は提供を受けなければならない。

- 2| 法第十三条の第三項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、第十条の十七第一項各号に掲げる書面（同項第一号から第八号まで、第十号及び第十一号）同項第一号から第八号まで及び第十号に係る部分に限る。）に掲げるものにあつては、過去三年以内に発行されたもの（貸金業者が、当該書面等が発行された日から起算して二年を経過した日以後一年以内に当該個人顧客の勤務先（同項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者の勤務先）に変更がないことを確認した場合には、過去五年以内に発行されたもの）に限る。）又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、当該期間内に当該個人顧客の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。
- 3| 前項ただし書の規定にかかわらず、当該個人顧客（第十条の十七第一項第十一号に掲げる書面に係るものにあつては、当該個人顧客の配偶者）が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。
 - 一 変更後の勤務先が確認されていること。
 - 二 変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。

(極度方式基本契約に係る定期的な調査等における返済能力の調査に関する記録の作成等)

第十条の二十七 法第十三条の三第四項の規定により、貸金業者は、

個人顧客ごとに、次に掲げる事項の記録を作成しなければならない。

一 法第十三条の三第一項及び第二項の規定による調査を行った年月日

二 当該個人顧客から第十条の十七第一項又は前条第二項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日

三 当該個人顧客の資力に関する調査の結果

四 当該個人顧客の借入れの状況に関する調査の結果(法第十三条の三第一項及び第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。)

五 その他法第十三条の三第一項及び第二項の規定による調査に使用した書面又はその写し

2| 貸金業者は、前項に規定する記録(法第十三条の三第三項の規定により前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けたときは、当該書面等を含む。)をその作成後三年間保存しなければならない。

3| 前項の規定にかかわらず、貸金業者は、前条第二項の規定により同条第一項に規定する書面等とその発行後三年を超えて用いるときは、当該書面等をその発行後五年間保存しなければならない。

(個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契

(新設)

約等)

第十条の二十八 法第十三条の三第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

一 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)であつて、次に掲げるものを担保とする極度方式基本契約(極度額が当該極度方式基本契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。)

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法施行令第二十七条の二各号に掲げる有価証券

二 不動産(借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。)を担保とする極度方式基本契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの(極度額が当該極度方式基本契約の締結時における当該不動産の価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額(地方税法第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。)(その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項において同じ。)(の範囲内であるものに限る。))

三 売却を予定している個人顧客の不動産(借地権を含む。)(の売却

代金により弁済される極度方式基本契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（極度額が当該極度方式基本契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却した後に当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

四 個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額（法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額をいう。以下この条において同じ。）と当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額を合算した額が、当該個人顧客に係る基準額と当該個人顧客の配偶者に係る基準額を合算した額を超えないもの（当該契約を締結することについて当該個人顧客の配偶者の同意がある場合に限る。）

五 事業を営む個人顧客を相手方とする極度方式基本契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。

ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められること。

六 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行っために必要な資金の貸付けを目的とした極度方式基本契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けを目的とした

極度方式基本契約であると認められること。

ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められること。

2 貸金業者は、前項第四号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約について法第十三条の第三項又は第二項の規定による調査をしなければならないときは、当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかをあわせて調査しなければならない。

3 前項に規定する「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」とは、第一項第四号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方とする極度方式基本契約で、当該個人顧客の配偶者に係る極度方式個人顧客合算額と当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額から当該個人顧客に係る基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）を合算した額が、当該個人顧客の配偶者に係る基準額を超えることとなるもの（同項各号に掲げるものを除く。）をいう。

4 貸金業者は、第一項第四号に掲げる極度方式基本契約を締結している個人顧客の配偶者を相手方として極度方式基本契約を締結している場合において、第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が前項に規定する配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該極度方式基本契約が配偶者合算基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額

二 当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止

(極度方式貸付けを抑制するために必要な措置)

第十条の二十九 法第十二条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額
- 二 当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止

(貸付条件の揭示)

第十一条 (略)

2 (略)

3 法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

4・5 (略)

(貸付条件の広告等)

第十二条 法第十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(新設)

(貸付条件の揭示)

第十一条 (略)

2 (略)

3 法第十四条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

4・5 (略)

(貸付条件の広告等)

第十二条 法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〇三 (略)

26 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号

ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容

ニ 利息の計算の方法

ホ 返済の方法及び返済を受ける場所

ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式

ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容

チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
リ 将来支払う返済金額の合計額(貸付けに係る契約を締結しようとする時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定)

一〇三 (略)

26 (略)

(保証契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 (新設)

-
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
 - イ 前号イ、二、ト及びチに掲げる事項
 - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
 - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号イ、ロ、二及びへからりまでに掲げる事項
 - ロ 買戻しに関する事項
 - 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びへからりまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額
- 2| 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
 - 次に掲げる事項
 - イ 貸金業者の登録番号
 - ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
 - ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
 - ニ 利息の計算の方法
 - ホ 返済の方法及び返済を受ける場所
 - ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
 - ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
-

（新設）

チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
リ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が
極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限と
して極度額を下回る額を提示する場合にあっては、当該下回る
額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮
定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済
回数並びに当該仮定

ニ 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イ、二、ト及びチに掲げる事項

ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事
項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イ、ロ、二及びへからりまでに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びへからちまでに掲げる
事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3 法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項
は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に
応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ〜ワ（略）

カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、

法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項
は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に
応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ〜ワ（略）

カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、

その旨及びその内容（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」といふ。）第五条の規定による改正前の利息制限法（昭和二十九年法律第百号。以下「旧利息制限法」といふ。）第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ヨ（略）

タ 法第十六条の二第三項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨

二丁四（略）

4| 法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨とする。

5| 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～七（略）

八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

九～十一（略）

十二 貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ヨ（略）

タ 法第十六条の二第一項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨

二丁四（略）

2| 法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨とする。

3| 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～七（略）

八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

九～十一（略）

十二 貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

旨

十三 日賦貸金業者（改正法第四条の規定による改正前の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、同号に掲げる事項

6| 法第十六条の二第三項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となろうとする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。

一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第三項第一号イから八まで、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに前項第三号、第四号及び第十三号に掲げる事項

二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。） 法第十六条の二第三項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに第三項第一号（イ及びロを除く。）、第二号（イを除く。）、第三号（イを除く。）及び第四号（イを除く。）並びに前項各号（第十三号を除く。）に掲げる事項

7| 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十六条の二第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

8| 法第十六条の二第一項から第三項までに規定する書面には、当該

（新設）

4| 法第十六条の二第一項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となろうとする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。

一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに第一項第一号イから八まで、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項

二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。） 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに第一項第一号（イ及びロを除く。）、第二号（イを除く。）、第三号（イを除く。）及び第四号（イを除く。）並びに前項各号に掲げる事項

5| 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（新設）

各項の規定により明らかにすべきものとされる事項を日本工業規格 Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十二条の三 (略)

2 法第十六条の三第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本工業規格 Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。)

ロ(二) (略)

ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容(極度方式貸

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十二条の三 (略)

(新設)

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。)

ロ(二) (略)

ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容(極度方式貸

付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

へ 利息の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ト 返済の方法及び返済を受ける場所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。）

チ 各回の返済期日及び返済金額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、次回の返済期日及び返済金額をもつて代えることができる。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額

付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

へ 利息の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ト 返済の方法及び返済を受ける場所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。）

チ 各回の返済期日及び返済金額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、次回の返済期日及び返済金額をもつて代えることができる。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額を、

を、当該契約の次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）

リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保について

当該契約の次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）

リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、

は、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、物的担保を供させている旨をもつて代えることができる。）

ヲ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、保証人を立てている旨をもつて代えることができる。）

ワ 当該契約が、改正法第八条の規定による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）附則第十四項に規定する電話担保金融（以下単に「電話担保金融」という。）に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に關し設定された質権の登録の受付番号（電話加入権質に關する臨時特例法施行

記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、物的担保を供させている旨をもつて代えることができる。）

ヲ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、保証人を立てている旨をもつて代えることができる。）

ワ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）附則第十四項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に關し設定された質権の登録の受付番号（電話加入権質に關する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）第十三条に規定する受付番号をい

規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）第十三条に規定する受付番号をいう。第三項において同じ。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するとき、記載を省略することができる。）

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨又はその旨を示す文字をもつて代えることができる。）

ヨ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う

う。次項において同じ。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨又はその旨を示す文字をもつて代えることができる。）

ヨ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義

義務を負わない旨

タ 将来支払う返済金額の合計額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するとき、締結した極度方式貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。）（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

レ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十

四条第五号に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イから八まで、へ、リからヲまで及びびレに掲げる事項

ロ・ハ（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで、タ及びビレに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、

義務を負わない旨

（新設）

（新設）

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イから八まで、へ及びリからヲまでに掲げる事項

ロ・ハ（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、へ及びチからヲまでに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又

又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

八（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで、三及びリに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2| 法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ 法第十七条第一項第四号若しくは第七号に掲げる事項又は前項第一号ニ、ハ、リ若しくは又に掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 法第十七条第一項第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ（チにあつては、極度方式貸付けに係る契約である場合を除

は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

八（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで及び三に掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

（新設）

く。)、ル若しくはヲ(ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。)(に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号に定める事項(前項第一号ニ、ト及びチに掲げる事項を除く。)

ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項(前項第一号トに掲げる事項を除く。)

ロ 買戻しに関する事項(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。)

ハ 売渡目的物の内容

四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項(前項第一号ニ、ヘ及びトに掲げる事項を除く。)

ロ 媒介手数料の計算の方法(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。)

3| 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)

次に掲げる事項

2| 法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)

次に掲げる事項

イ〜リ (略)

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
(旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲に
おいてのみ効力を有する旨を含む。)

ル・ヲ (略)

ワ 当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨
及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号

カ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一
項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う
義務を負わない旨

コ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額(貸金業者が
極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限と
して極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る
額)を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮
定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済
回数並びに当該仮定

ク (略)

ケ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十
四号第五号に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イからハまで、へ、リからヲまで及びレに掲げる事項

イ〜リ (略)

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲にお
いてのみ効力を有する旨を含む。)

ル・ヲ (略)

ワ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関
する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担
保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融
に関し設定された質権の登録の受付番号

カ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項
に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義
務を負わない旨

(新設)

コ (略)

(新設)

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イからハまで、へ及びリからヲまでに掲げる事項

ロ・八（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びヨからシまでに掲げる事項

ロ（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、カ、タ及びヒレに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

4| 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ 法第十七条第二項第四号若しくは第六号に掲げる事項又は前項第一号ニ、へ、リ若しくは又に掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 法第十七条第二項第三号若しくは第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ、ル若しくはヲ（ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号に定める事項（前項第一号ニ、ト及びチに掲げる事項を除く。）

ロ・八（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びヨに掲げる事項

ロ（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで、カ及びヨに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

（新設）

- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
 - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号に定める事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）
 - ロ 買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
 - 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号に定める事項（前項第一号ニ、ハ及びトに掲げる事項を除く。）
 - ロ 媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）
- 5| 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定めるときは、次のいずれかのとす。
- 一 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合には、当該下回る額又は極度額）を引き下げたとき。
 - 二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合には、当該下回る額又は極度額）を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたとき。
- 6| 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 3| 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (新設)

- 一 法第十六条の二第三項各号に掲げる事項
- 二 (略)

7| 法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)
次に掲げる事項

イ 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は第十二条の二第三項第一号八若しくは九若しくは第五項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げる事項(これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。)

ロ 第十二条の二第五項第一号、第七号又は第九号(第九号にあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。)に掲げる事項

- 二 手形の割引の契約 前号に定める事項
- 三 売渡担保の契約 第一号に定める事項
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号に定める事項

8| 貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第十六条の二第一項各号に掲げる事項
- 二 (略)

(新設)

4| 貸金業者は、法第十七条第四項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

9| 貸金業者は、法第十七条第四項前段の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合においては、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結することに、遅滞なく、当該書面を交付しなければならぬ。

10| 法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第二項に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

11| 貸金業者は、法第十七条第五項前段の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

12| 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第四項に定める事項とする。

13| 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定めるときは、第五項に定めるときとする。

14| (略)

15| 法第十七条第一項から第五項までに規定する書面には、当該各項に規定する事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

5| 貸金業者は、法第十七条第四項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合においては、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結することに、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。

(新設)

6| 貸金業者は、法第十七条第五項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

7| (略)

(新設)

16 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八からリまで及びルからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同号口及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項（第一号八からリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同号口及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項（第一号八からリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号口に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ラからヅまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ラからヅまでに掲げる事項に限る。）、第三号イに掲げる事項（第一号ラからヅまでに掲げる事項に限る。）、及び第四号イに掲げる事項（第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）、を記載した書面とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る

8 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について当該各号に定める事項（一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八からリまで及びルからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同号口及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項（第一号八からリまで、ルからワまで及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）、同号口及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項（第一号八からリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号口に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ナからウまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。）、第三号イに掲げる事項（第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。）、及び第四号イに掲げる事項（第一号ナからムまでに掲げる事項に限る。）、を記載した書面とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 極度方式基本契約の極度額

額を提示している場合にあつては、当該下回る額及び極度額)

二ノネ (略)

ナ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約に係る将来支払う返済金額の合計額(当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。)(それぞれの極度方式貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務(同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務)の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。)(貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額の額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定)

クヰ (略)

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号に定める事項(同号ラ、カ、キ、ク及びケに掲げる事項を除く。)

ロ・ハ (略)

三 (略)

二ノネ (略)

(新設)

クヰ (略)

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号に定める事項(同号ラ、カ、キ及びケに掲げる事項を除く。)

ロ・ハ (略)

三 (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項（同号ヲから力まで、ネ、ナ及び丑に掲げる事項を除く。）

ロ (略)

17 (略)

18 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第十六項の書面を作成する場
合について準用する。

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2 (略)

3 法第十八条第一項に規定する書面には、同項各号に規定する事項
を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文
字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

4 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係
る第十三条第十六項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、
一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その
他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイ
ント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号
に定める事項（一定期間において貸付けに係る契約を締結していな
い場合にあつては同項第一号八からリまで及びルからナまでに掲げ
る事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号八からリまで、ル、
ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる

四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項（同号ヲから力まで、ネ及びウに掲げる
事項を除く。）

ロ (略)

9 (略)

10 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第八項の書面を作成する場
合について準用する。

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2 (略)

(新設)

3 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係
る第十三条第八項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一
月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他
の取引の状況について当該各号に定める事項（一定期間において貸
付けに係る契約を締結していない場合にあつては同項第一号八から
リまで及びルからネまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項
（同項第一号八からリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項
に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項
（同項第一号八からリまで、ルからツまで及びヨからツまでに掲げ

事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号八からりまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）（同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号八からりまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号フからワまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからラまでに掲げる事項に限る。）（同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからラまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項）（同項第一号ラからラまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

51・61（略）

（帳簿の備付け）

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする

一 法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨからレまで）（手形の割引にあつてはイ及びレに限り、売渡担保にあつてはイ、タ及びレに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ及びレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト及びカからレまで）（手形の割引にあつ

る事項に限る。）（同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号八からりまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ナからウまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。）（同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

41・51（略）

（帳簿の備付け）

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項四号から第七号まで及び第九号に掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨ）（手形の割引及び売渡担保にあつてはイに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びヨに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 法第十七条第二項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる事項（第十三条第二項第一号イ、ホ、ト、カ及びヨ）（手形の割引に

てはイ及びレに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからレまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ、タ及びレに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号、第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）

四、八（略）

2・3（略）

（削る）

（特定公正証書の作成に係る説明事項）

第十八条 法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の

あつてはイに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第三項第七号及び第十二号に掲げる事項を除く。）

四、八（略）

2・3（略）

（電話担保金融に係る契約についての書類の備付け）

第十七条の四 貸金業者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担保金融を行ったときは、その都度、当該電話担保金融に関し設定された質権の登録請求書に記載された質権者たる事業協同組合により原本の記載と相違ない旨の証明がなされた当該請求書の副本（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則第十三条に規定する登録請求書の副本をいう。）の写しをその営業所又は事務所に備え付けなければならない。

（特定公正証書の作成に係る説明事項）

第十八条 法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の

財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

- 2| 法第二十条第三項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

(取立て行為の規制)

第十九条 (略)

2・3 (略)

- 4| 法第二十一条第二項(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(に規定する書面には、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

5| (略)

- 6| 法第二十一条第三項(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める方法は、前項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載した書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の

財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(取立て行為の規制)

第十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4| (略)

- 5| 法第二十一条第三項(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める方法は、書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立について貸金業者その他の者から委託を受けた者の従業者であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名

取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者の従業者であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十二条の四に規定する証明書の提示によることができる。

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ(売渡担保にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項(同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ(売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。))並びに第二号八に掲げる事項を除く。

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。)

四 (略)

2 6 (略)

を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十二条の四に規定する証明書の提示によることができる。

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ及びトに掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項(同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ(売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。))並びに第二号八に掲げる事項を除く。

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。)

四 (略)

2 6 (略)

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた債権についての生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十一条の四 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2 | 第十二条の三第二項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の三第一項の規定により交付

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた債権についての生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十一条の四 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三各号に掲げる事項とする。

(新設)

すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた債権についての書面の交付)

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項)同項第一号ホ及びヒに掲げる事項を除く。とする。

2| 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第二項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項)当該事項の変更の内容が法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。とする。

3| 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第三項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項)同項第一号ホ、ヨ及びヒ(金銭の貸借の媒介にあつては、ヒに限る。)(に掲げる事項を除く。)(とする。

4| 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第四項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(譲り受けた債権についての書面の交付)

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項)同項第一号ホに掲げる事項を除く。とする。

(新設)

2| 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第二項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項)同項第一号ホ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。)(に掲げる事項を除く。)(とする。

(新設)

5| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。

7| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が法第二十四条第二項において準用する法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

8| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9| 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十一項及び第十五項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（債権譲渡後の受取証書の交付）

第二十三条（略）

3| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

（新設）

（新設）

（新設）

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（債権譲渡後の受取証書の交付）

第二十三条（略）

2| 第十五条第三項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3| 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

4| 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、債権を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5・6| (略)

7| 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十四条 法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2| 第十八条第二項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定

(新設)

2| 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、債権を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4・5| (略)

6| 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十四条 法第二十四条第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定

する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ（売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

四 (略)

2}6 (略)

(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の二三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ及びトに掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ（売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。）

四 (略)

2}6 (略)

(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の二三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の二の四 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2| 第十二条の三第二項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の二の四 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三各号に掲げる事項とする。

(新設)

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一

項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及びヒに掲げる事項を除く。）とする。

2| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

3| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、三及びヒ）（金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

5| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める

項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

（新設）

2| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及びヒ）（金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

（新設）

3| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

（新設）

事項とする。

7| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

8| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9| 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十一項及び第十五項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（保証等に係る求償権等取得後の受取証書の交付）

第二十六条の四（略）

2| 第十五条第三項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項に規

（新設）

（新設）

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（保証等に係る求償権等取得後の受取証書の交付）

第二十六条の四（略）

（新設）

2| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項に規

定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

4| 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、保証業者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5| 6| (略)

7| 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2| 第十八条第二項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の七の三 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、保証業者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4| 5| (略)

6| 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の七の三 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の七の四 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2| 第十二条の三第二項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一

2 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の七の四 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三各号に掲げる事項とする。

(新設)

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一

項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及びヒ）に掲げる事項を除く。）とする。

2| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

3| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、三及びヒ）（金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

5| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に定める事項とする。

6| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める

項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホに掲げる事項を除く。）とする。

（新設）

2| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及びヒ）（金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

（新設）

3| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に定める事項とする。

（新設）

事項とする。

7| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

8| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9| 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十一項及び第十五項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付）

第二十六条の九（略）

2| 第十五条第三項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項に規

（新設）

（新設）

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証業者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付）

第二十六条の九（略）

（新設）

2| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項に規

定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

4| 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、受託弁済者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5| 6| (略)

7| 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2| 第十八条第二項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各

定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、受託弁済者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4| 5| (略)

6| 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各

号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ）（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ）（売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2～6（略）

（譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の十二の三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項

号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ及びト）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ）（売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2～6（略）

（譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の十二の三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第一項

第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の十二の四 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2 第十二条の三第二項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の三第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びバ)に掲げる事項を除く。)とする。

第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の十二の四 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三各号に掲げる事項とする。

(新設)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

3| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ及びタ（金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

5| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。

7| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号

（新設）

2| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

（新設）

3| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

（新設）

（新設）

及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

8| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9| 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十一項及び第十五項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の十四 (略)

2| 第十五条第三項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

4| 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、保証等に係る求償

(新設)

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の十四 (略)

(新設)

2| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、保証等に係る求償

権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5 | 6 | (略)

7 | 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2 | 第十八条第二項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ)売渡担保にあつては、タに限る。()に掲げる事項を除く。()

権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4 | 5 | (略)

6 | 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ及びト)に掲げる事項を除く。()

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びビタ）（売渡担保にあつてはヨ及びビタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2} 6（略）

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びビタ）（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びビタ）（売渡担保にあつてはヨ及びビタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ）（売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二三第三項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2} 6（略）

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ及びト）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ）（売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2～6（略）

（譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の十八の三 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2～6（略）

（譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の十八の三 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の十八の四 法第二十四条の五第二項において準用する法
第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第
十二条の三第一項各号に掲げる事項とする。

2| 第十二条の三第二項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受
けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の三
第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用す
る。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十
七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第
一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の
区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びヒ)に掲げる
事項を除く。)とする。

2| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項後段
に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号
及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該
各号に定める事項(当該事項の変更の内容が法第二十四条の五第二
項において準用する法第十七条第一項後段の規定により交付する書
面に記載されている場合には、当該事項を除く。)とする。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の十八の四 法第二十四条の五第二項において準用する法
第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第
十二条の三各号に掲げる事項とする。

(新設)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十
七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第
一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の
区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を
除く。)とする。

(新設)

- 3| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ及びタ（金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。
- 4| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 5| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。
- 6| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第七項各号に定める事項とする。
- 7| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。
- 8| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第五項後段

- 2| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

（新設）

- 3| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

（新設）

（新設）

（新設）

に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

9| 第十一条第四項並びに第十三条第八項、第十一項及び第十五項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付）

第二十六条の二十（略）

2| 第十五条第三項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

3| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第四項に定める書面とする。

4| 第十一条第四項及び第十五条第五項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

5・6|（略）

7| 第五項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付）

第二十六条の二十（略）

（新設）

2| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4・5|（略）

6| 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明

事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

2| 第十八条第二項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十二条第一項第一号ホ、ト及びタ)(売渡担保にあつては、タに限る。)(に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ)(売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。)(並びに第二号八に掲げる事項を除く。)

事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十二条第一項第一号ホ及びト)に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ)(売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。)(並びに第二号八に掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2}6（略）

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第十七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ（手形の割引及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びレに限り、売渡担保にあつてはイ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）この場合において、第十三条第一項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号か

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2}6（略）

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 法第十七条第一項第三号から第七号まで及び第九号に掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びワ（手形の割引、売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）この場合において、第十三条第一項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号か

ら第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからシまで）（手形の割引にあつてはイ及びビに限る、売渡担保にあつてはイ及びヨからシまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、タ及びビに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）（この場合において、第十三条第三項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ（略）

ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項（第十二条の二第五項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、第十二条の二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

八（略）

六（略）

2～6（略）

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度

ら第六号まで及び第八号に掲げる事項（第十三条第二項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（手形の割引にあつてはイに限る、売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）（この場合において、第十三条第二項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第十二条の二第三項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）（この場合において、第十二条の二第三項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

八（略）

六（略）

2～6（略）

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度

方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ～二（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びビレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

項

方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ～二（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ及びビワ（金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビヨに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

項

八 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。)(に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六 (略)

七 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る

八 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)(に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六 (略)

七 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る

- 契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからシまで）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- 八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
- イ（略）
- ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
- 項
- 八 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- 二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- ホ（略）
- 九（略）
- 2）6（略）
- 項）
- （保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）
- 第二十六条の二三の八 保証業者が保証等に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一（略）

- 契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- 八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
- イ（略）
- ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
- 項
- 八 第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- 二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- ホ（略）
- 九（略）
- 2）6（略）
- 項）
- （保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）
- 第二十六条の二三の八 保証業者が保証等に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一（略）

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ～二（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びビレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びビヨからビレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ～二（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ及びビワ（金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びビヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビヨに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

項

八 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十一条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取付した場合において、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びビレ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ

項

八 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取付した場合において、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)

及び^レに限る。()に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。())に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨから^レまで)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及び^レに限る。())に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。())に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十一条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。())。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。())に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及び^レに限る。())に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。())に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十一条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。())。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。))に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワ(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。))に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

- イ (略)
- ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
- ハ 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
 - ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- ホ (略)
- 十 (略)
- 2) 6 (略)
- (保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)
 - 第二十六条の二三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 (略)
 - 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)
 - イ 二 (略)
- ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸

- イ (略)
- ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
- ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
 - ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- ホ (略)
- 十 (略)
- 2) 6 (略)
- (保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)
 - 第二十六条の二三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 (略)
 - 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)
 - イ 二 (略)
- ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸

付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中

付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ及びワ（金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

八 第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」

「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びビレ)金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。()に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからラまで)金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。()に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワ)金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。()に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ)金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。()に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
イ (略)

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事
項

ハ 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げ
る貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号
及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項
第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金
業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済
に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六
において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付
けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号
イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事
項

ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げ
る貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号及び第七
号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸
金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金
業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済
に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六
において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付
けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号
イ、ホ、ト及びワ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)に

びしに限る。()に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。()に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビに限る。()に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

項

八 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。()に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。()に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビに限る。()に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

項

八 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。()に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。()。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2}6 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸

2}6 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸

付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（五）（略）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付

付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（五）（略）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付

けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びビレ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七（略）

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びビヨからビレまで）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第三項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七（略）

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びビヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビヨに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2～6 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 前条第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ト 法第六条第一項第十三号に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた営業所又は事務所の名称
- (2) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日
- (3) 貸金業務取扱主任者の設置が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた理由

五～十一 (略)

(主任者登録の申請)

ホ (略)

十 (略)

2～6 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 前条第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ト 法第六条第一項第十三号に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた営業所又は事務所の名称
- (2) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日
- (3) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた理由

五～十一 (略)

(主任者登録の申請)

第二十六条の五十二 法第二十四条の二十五第一項に規定する貸金業務取扱主任者の登録(以下「主任者登録」という。)を受け、することができる者がその登録を受けようとするときは、別紙様式第十一号による貸金業務取扱主任者登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

25 (略)

(個人信用情報に含まれる事項)

第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

一六 (略)

七 加入貸金業者が、本人確認書類(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第四条第一号八に掲げる書類、外国人登録証明書又は同号ホに規定する旅券等をいう。以下この項において同じ。)の提示を受ける方法により本人確認(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第三条第一項に規定する本人確認をいう。)を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

八 当該個人顧客が第十条の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結している場合には、当該個人顧客の配偶者に係る第一号から第

第二十六条の五十二 主任者登録を受けることができる者がその登録を受けようとするときは、別紙様式第十一号による貸金業務取扱主任者登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

25 (略)

(個人信用情報に含まれる事項)

第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

一六 (略)

七 加入貸金業者が、本人確認書類(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)第四条第一号八に掲げる書類、外国人登録証明書又は同号ホに規定する旅券等をいう。以下この号において同じ。)の提示を受ける方法により本人確認(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第三条第一項に規定する本人確認をいう。)を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

(新設)

六号までに掲げるもの（同号に掲げるものについては、当該配偶者が運転免許証の交付を受けている場合に限る。）及び当該配偶者に係る本人確認書類に記載されている当該配偶者を特定するに足る記号番号（当該本人確認書類の提供を受けている場合に限る。）

2 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 第十条の二十一第一項第一号から第四号まで及び第十条の二十一第一項各号に掲げる貸付けに係る契約に該当する場合にあつては、その旨

（信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合）

第三十条の十四 法第四十一条の三十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる時前に締結した貸付けに係る契約及びその時前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合（当該極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項に規定による調査を行う場合を含む。）とする。

一・二（略）

2（略）

（信用情報の提供等に係る配偶者の同意の取得等）

2 法第四十一条の三十五第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

（信用情報の提供等に係る同意を不要とする場合）
第三十条の十四 法第四十一条の三十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる時前に締結した貸付けに係る契約及びその時前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合とする。

一・二（略）

2（略）

第三十条の十五 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関（法第四十

（新設）

一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。）に資金需要者等の配偶者に係る信用情報の提供の依頼（当該配偶者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該配偶者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならぬ。

一 前条第一項に規定する場合

二 当該配偶者が第十条の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結している場合（当該資金需要者等と貸付けの契約を締結しようとする場合又は当該資金需要者等と締結している貸付けに係る契約に係る債権の管理に必要な場合）当該資金需要者等と締結している極度方式基本契約について法第十三条の三第一項又は第二項の規定による調査を行う場合を含む。）に限る。）

2| 加入貸金業者は、個人顧客を相手方として第十条の二十三第一項第六号に掲げる契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該個人顧客の配偶者から書面又は電磁的方法により得なければならない。ただし、当該契約が当該個人顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約（法第四十一条の三十六第二項に規定する加入前極度方式貸付契約をいう。）である場合は、この限りでない。

一 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関に提供する旨の同意

二 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意

三 第三十条の十三第一項第八号に掲げるものを第四十一条の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

3 加入貸金業者は、前二項の同意を得た場合には、次条に定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等)

第三十条の十六 加入貸金業者は、法第四十一条の三十六第三項及び前条第三項に規定する同意に関する記録を、当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

(信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等)

第三十条の十五 加入貸金業者は、法第四十一条の三十六第三項に規定する同意に関する記録を、当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。